

国会「再議決」批判緊急特集号

国民主権の原点をふみにじる「再可決」

杉原泰雄・一橋大名誉教授に聞く

福田首相は、衆議院で可決した法案を参議院が否決した場合、あるいは60日以内に議決しない場合には、「衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき、法律となる」との憲法第59条をふりかざして、何が何でも「新テロ特別措置法」の成立をはかろうとしています。もし、こうしたことが許されるなら、二院制の意義は完全に否定されることとなります。この59条の意味について杉原泰雄・一橋大学名誉教授に聞きました（以下要旨）。**尚、インタビューは「月刊憲法運動」1月号に全文掲載する予定です。**

「国民代表」とは？

憲法の審議の際にはイギリスの例が出されています。イギリスの場合は上院が「ノー」といい続けた場合に、下院は三年間その決議を維持しつづけてはじめて、下院の議決がイギリス議会の議決となるというものです。

ところが、イギリスの場合は、下院は選挙によって選ばれていますが、上院は貴族院です。ともに国民の選挙による日本の両院制とは違います。もともとは、民選の下院に上院がブレーキをかける——民主主義や人権の保障の強化をおさえる役割を上院に期待している、というものです。だから慎重審議の一般論がつねに無条件で妥当するというにはなりません。

日本は、「人民の、人民による、人民のための政治」を求める国民主権を原理とし

国会は国民代表の地位にあります。両院とも普通選挙で選ばれた国民代表の地位にあります。この点はイギリスや明治憲法下の議会と決定的に異なっています。

イギリスやフランスは、十九世紀までは、「人民による、人民のための政治」を求める国民主権をもっていませんでした。有権者の役割は議員を選ぶことだけで、選挙後は、議会・議員は有権者集団とは無関係に、国民の意思を法律として作り上げるものとされてきました。

日本の憲法の国民主権について、いちおう共通の了解になっていると思われるのは、「人民の、人民による、人民のための政治」を求めるということです。国会も内閣も、人民（国民）の意思にしたがって、人民の利益のために政治をしなければならない。そうだとすると日本国憲法にいう国民代表制は、国

民の意思を踏まえて法律を決めることを求めるものです。そうでないと国民は主権者ではなくなってしまいます。

衆議院、参議院は原則として対等

日本国憲法のもとでの国民代表制において、両院の関係はどうか。両方も普通選挙で選挙される国民代表の地位にあります。国民代表の地位にあるから基本的には両院の意思の一致によって法律が成立する。これが原則です。

その意味で両者は原則対等です。憲法が例外として認めているときだけ、衆議院の優越が認められる。では、憲法が例外を認めている場合、その例外を自由に使うことができるのでしょうか。これも、国民代表制のあり方とかかわってくるのであって、国民代表として民意に従って国民のために法律をつくり、政治を行わなければならないという立場からすると、憲法が例外を認めている場合であっても、自由に単独再可決をやってよろしい、ということにはならないはず。認められている例外についても国民の意思・利益との関係で慎重に行使しなければならないことになり。国民の意思や利益に反するときは、憲法上の根拠がある場合でも、なお慎重であるべきだからです。

そこから、二つのことが言えるのではないかと思います。

一つは国民の意思は固定しているわけではない、動いています。国民の意思が動いている時には、直近の選挙において多数の支持を得た意見が国民の意思だと推定することが合理的であり、そちらの方を優先すべきだということになりま

す。国民代表制論からすると、簡単に衆議院の優位を認め、再可決を認めることにはなりません。直近の参議院選挙で国民が与野党逆転させたわけですから、自民党はそう威張って衆議院の三分の二の多数を使える立場にはありません。

それからもう一つはもっと具体的に、最近の世論調査によって世論が示されている場合には、それに従って対処すべきだということです。その最近の世論調査をみると、インド洋で給油活動を継続することが国民に支持されているとは言えません。イギリスの有名な憲法学者であるダイシーは、議会の意思と国民の意思が違っている場合、あるいは違っていると合理的に推測できる場合、その場合には解散をすべきだといっています。イギリスではそういう憲法慣習が一九世紀の終わりには成立しているとのこと。

この二つの点から言うと三分の二による単独再可決が使える状況かどうか。憲法に規定があるから当然に使えるというのは、ときには国民主権や国民代表制を無視した議論になります。

参議院選以降、両議院の多数が違っていました。これは主権者・国民によって作りだされたものです。自民党と民主党の話合いとか、両者の大連合による対応を求める議論もありますが、参院選の際にはそのような政策はいずれの側からも出されていません。衆議院を解散して国民の判断を問うのが筋でしょう。

その場合、小選挙区制では、国民の意思は国会に反映できません。選挙制度を国民の意思が国会に正確に反映するものに改める世論も高めたものです。